

令和3年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年8月27日(金) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (3番 西 美香 委員・4番 川畑 千秋 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第17号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し(1件)について

日程第3 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第4 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(8件)について

日程第5 議案第44号 非農地証明願(1件)について

日程第6 議案第45号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規6件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第8回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第8回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、3番 西美香委員・4番 川畑千秋委員をお願いします。それでは議事に入ります。まず、日程第1報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件3筆1,401㎡です。
今後耕作者を変更し、農地中間管理機構を介しての契約を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。現在の貸人、借人の親子の関係で農業者年金の移譲年金をもらうための現在基盤強化法での貸し借りの契約

です。親が畜産の経営をやめるということで、農地については新たな貸し人に貸して併せて農地中間管理事業にませ換えるという合意解約です。

それでは、ただ今から質疑に入りたいと思います。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第1報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、報告のとおり、受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第16号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましては、報告のとおり受理することと決定いたしました。続きまして、日程第2報告議案第17号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第2報告議案第17号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、ご説明申し上げます。2ページをお願いします。今月は1筆で照島〇〇番、田594㎡であります。

申請地は、総会判断日平成29年12月26日とありますように、農業委員会では、平成29年度において、非農地判断しております。所有者〇〇様が始良市に居住されているため、非農地判断の通知は発送していない状況で、今回の農地法第5条第1項の申請がありましたので、事務局としては、いちき串木野市照島〇〇番、田594㎡の非農地判断を取り消し、今回の令和3年8月27日開催の農業委員会総会で第5条転用申請を受理することとしたところであります。

現地調査については正を樋ノ口委員・副を前田委員にお願いしております。事務局は、中村が確認しております。樋ノ口委員より報告をお願いします。

なお、今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請NO.3で申請があります。のち程、説明いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

7番樋ノ口です。8月23日9時15分から前田委員と私で現地を見

てきました。申請人は〇〇、譲渡人が〇〇です。農地が耕作目的に該当するかというのと該当しないという事です。状況を見たら木が生えて手の付けようがない場所でした。

今回〇〇が、造成して宅地化するという事でこの荒れ地も解消される。こういうところが多々あると思うがいい方向だと判断してきました。自分たちでも地主に対して少しでも払ってもらえるようお願いするように回ってですね、働きかけをしていかないとと思ったところです。町の中にこんなところがあると目立ちますのでみんなでもた協力して見ていきたいと思っております。現地は山林化の解消ということで見てきました。

議長

それでは私から、現地を調査してきた一人として補足をさせていただきます。非農地判断取消は2ページなのですが、関連で11・12ページを見てください。あとで農地法第5条の転用の許可申請しておられますが、11ページの地図に網掛けしてある〇〇番というところが今回の申請地です。平成29年に非農地としての判断を総会で決定したのですが、市外在住者ということで非農地通知はしてなかったそうです。本来は非農地判断をしたので地目変更をしたうえで、農地法からは離れて宅地造成するのが理想的なのですが、非農地通知をしていなかったことから地目変更がされていないので、まだ地目は地目変更しておらず、田のままです。今回の申請地と隣の宅地と一体的に宅地造成するという事で、非農地通知に基づき地目変更するより、所有権の移転と地目変更を同時にした方がスムーズに進むという判断で事務局としても非農地判断の取り消しと5条申請を受理したという事があります。

樋ノ口委員から報告のあったとおり現状は農地としては使えない状況であるが、非農地判断を取り消したうえで、今回の5条申請にあげて処理した方がいいんじゃないかということです。変則的な形ですが、やむを得ないということで現地調査をしたところです。以上補足説明させていただきました。

議長

何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第2報告議案第17号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のあったとおり、照島〇〇番については平成29年12月に判断した非農地判断を取り消すということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第17号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し1件については、非農地判断を取り消して後で審議する5条申請によって所有権の移転、地目変更という形で処理をさせていただきたいと思っております。

次に、日程第3議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は2件ですので事務局の説明、現地調査の報告の後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第3議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。

3ページをお願いします。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、以前に相対で借り受けた農地を耕作していた経験がございます。今回は自宅の裏の申請地を購入し、新たに農業を始めたいとのこととです。

調査は【正】を西委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

3番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての報告をいたします。調査日は、8月23日(月)午後1時30分より、申請人代理人行政書士の立会いのもと、川畑委員と私とで調査を実施して参りました。申請地の位置図は、資料3・4ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。譲受人が譲渡人より土地を売買により購入したいとのこととです。譲渡人計4名は姉妹で本人とは兄弟です。譲渡人は相続によりこの土地を所有し、農地として管理していましたが、近年管理が難しくなり隣接地に住む兄弟に譲渡したいとのこととです。

譲受人は今回の申請により1a以上の耕作者になります。現在は別の借地で個人消費用の野菜を耕作していますが、当土地取得後、夫婦で季節野菜等を耕作したいそうです。農機具は刈払い機のみ所有しています。農地の一部には作業小屋、無人販売用の小屋が設置されました。自宅からの通作距離としては隣が自宅です。

譲受人は十分耕作できると思われそうですが、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、No.2 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人と譲渡人はこの農地を2分の1 ずつ兄と妹が共同で所有しておられます。譲受人は申請地を譲り受けて、今後農地の耕作をしたいとのことです。

また、譲受人には一部違反転用がございます。後ほど 21 ページの5 条申請と、23 ページの非農地証明願にてご審議いただくことになっております。調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 9 番古賀です。農地法第3 条第1 項の規定による許可申請No.2 についての報告をいたします。調査日は、8 月 23 日（月）午後 1 時より、申請人代理人行政書士の立会いのもと、久木山委員と私とで調査を実施して参りました。申請地の位置図は、資料 5・6 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人はそれぞれ持分2分の1 があり、今回は譲渡人の2分の1 を譲受人へ贈与するものです。申請地取得後の営農計画は自家消費の玉ねぎ、甘藷などを栽培する計画です。労働力は夫婦2 人です。農機具保有状況は、耕転機、草払い機を保有され、自宅からの通作距離は約 300m です。なんら問題はないと見て参りました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。今回は2 件についての事務局の説明と現地調査の報告がありました。それでは、ただ今から質疑に入りたいと思います。No.1 について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようでございます。次に No.2 についてご質疑ございませんか。

議長 私から質問してよろしいですか、塩屋町〇〇は写真では作物が植えていないようですが、どのような状態ですか。

久木山委員 今は草が生えている状態です。作物は植えていない状態です。

議長 夏場だから作物がないのか、今から秋にかけて野菜でも作られるのでしょうか。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、一括してお諮りします。日程第3議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回2件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することによって決定されました。ありがとうございます。続きまして、日程第4議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回は8件ですので、まず事務局の説明と、現地調査の報告が終わってから質疑に入りたいと思います。

それでは、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第4農地法第5条第1項の規定による許可申請、No.1について説明いたします。7・8ページをお開きください。

譲受人は、現在、伊佐市に居住し借家住まいであるが、手狭になったため、申請地を買い受け、居宅を建築したいための申請であります。申請農地は、第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内の農地であります。

調査委員には、正を松田委員、副を福菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1について、8月21日(土)申請人の代理人の行政書士立会いのもと、福菌委員と調査をいたしましたので報告します。

申請地は、第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。位置図は7・8ページを参照してください。

転用の目的は自宅の建築で資金調達は全額銀行融資で賄い、申請地は、現状のままで利用する計画です。位置図の西側に畑とあります

が、現状は住宅が建っています。南側は畑ですが日照・通風等特に問題ないと思われま

す。用水計画は上水道で雨水排水は北側の側溝へ放流、汚水・生活雑排水は公共下水道という計画です。周囲の状況につきましては、北側が道路、南側は宅地と畑、東と西側は宅地です。許可あり次第着工することです。

被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されております。私どもの調査では何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議方よろしくお願

議長

ありがとうございます。それでは、No. 2 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No. 2 について説明いたします。9・10 ページをお開きください。譲受人は、現在、借家住まいで、手狭になったため、申請地を買い受け、居宅を建築したいための申請であります。申請農地は、第2種農地で、市街地近接農地に該当し、その規模が概ね10ヘクタール未満であります。

なお、代替地については、高見町〇〇番、宅地253.91㎡で面積がやや狭く、土地代が想定より高かったため断念し、御倉町〇〇番宅地185.17㎡土地代は安かったが面積が狭かったため断念し、今回の申請地で転用申請したと説明を受けております。調査委員には、正を外菌委員、副を蓑手委員をお願いしてあります。

ご審議方よろしくお願

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

2番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について、8月21日午後2時45分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。申請地は、いちき串木野市平江で位置図は9・10ページを参照してください。転用の目的は現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受け、自宅を建築するため申請するものです。

農地区分は第2種農地、市街地近接農地に該当します。資金調達計画は金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の東側は里道、西側は市道、南側は里道、北側は田となっておりますが現状は畑です。申請地は場所によっては窪地があり一部盛土をされ、被害防除策として土留め工事と擁壁を設ける。

周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、建物の高さを加減する。高さ8.3m程度。

用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路に放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されており、工事は許可後着工です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 次に、No.3 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.3 について説明いたします。11・12 ページをお開きください。先ほど非農地のところで説明した照島〇〇が入っている案件です。譲受人は、不動産業を主に営む企業で、申請地を買い受け、宅地造成し、分譲するための申請であります。宅地造成の内容は、宅地3区画と通路を計画しております。区画面積は、Aタイプ 278.16 m²、Bタイプ 263.19 m²、Cタイプ 283.66 m²、通路 115.99 m²の計画であります。

申請農地は、第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員には、正を樋ノ口委員、副を前田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

樋ノ口委員 7番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3 について、8月23日(月)午前9時15分から行政書士立会いのもと、前田委員と調査をいたしましたので報告します。場所は11・12 ページをご覧ください。譲受人は申請地を買い受け、宅地造成をして分譲するとのことです。今回は造成のみで、資金は自己資金で行います。

農地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域にあり荒れた農地です。又、同時に今回は照島〇〇番について非農地取消の議案を出しています。今後は周囲にL字ブロックを積み、80cmから1m位盛土をして整地するとのことです。排水は南側水路へ放流するとのこと。東側には上部に田・畑があり水の流れがあるため水路を設ける様お願いしました。周辺は、東側は里道、西側は市道、北側は住宅・田、南側は里道・水路になっています。申請にあたり被害防除計画書、残高証明書が提出されております。私どもの調査では何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。先に進みます、No.4 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No. 4について説明いたします。13・14 ページをお開きください。譲受人は、不動産業を主に営む企業で、申請地を買い受け、建売住宅 4 棟を分譲したいための申請であります。申請農地は、第2種農地で、その他の農地であります。

なお、代替地として、東島平町〇〇番外 3 筆 宅地 1154.21 m² を検討したが、面積は、適当であったが土地代が高く断念した。また、大里〇〇番、1367 m²の山林で面積は適当であったが周囲が山林で囲まれていたため断念し、今回申請の土地での申請となったものであります。

建売住宅として、A タイプ建築面積 83.90 m² 2 棟、B タイプ建築面積 117.64 m² 2 棟、敷地面積としては、それぞれ 410.32 m²、458.61 m²、450.00 m²、451.58 m²と通路 173.49 m²で計画してあります。

調査委員には、正を樋ノ口委員、副を前田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

7 番樋ノ口です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo. 4 について、8 月 23 日（月）午前 8 時 50 分から、行政書士立会いのもと、前田委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。申請地は、13・14 ページを参照してください。譲受人は、申請地を買い受け建売住宅を建築し、分譲したいとのことです。分譲は 4 棟を計画しているとのこと。資金は、全額自己資金です。

農地は第 2 種農地で、その他の農地になっています。農地としては場所も良く、又土壌も良い畑でした。申請地は少し高低がある為、高い所のみ一部切り土を行い整地するという事です。

農地が広く周囲はブロックを積み対応する。土壌の流失防止も十分行う。隣接との間には 1m 位の緩衝地を設けて対応しますとのことです。又、排水は東側の市道水路へ、汚水は合併浄化槽設置し水路へ放流する。用水は公共上水道を使用する。周辺付近は北側が住宅、東側市道、西側里道、南側畑です。申請にあたり被害防除計画書、残高証明書等が提出されております。私どもの調査では何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。No. 5 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No. 5 について説明いたします。15・16 ページをお開きください。譲受人は、現在、薩摩川内市に居住し借家住まいであるが、手狭になったため、申請地を買い受け、居宅を建築したいための申請

であります。申請農地は、第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。

なお、保留地（街区番号〇〇）27.39 m²も一体利用のため、面積としては、403.39 m²となります。調査委員には、正を福菌委員、副を松田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5について、調査報告いたします。8月21日申請人の代理人である行政書士立会いのもと、松田委員と私が調査を実施いたしました。

申請地は麓土地区画整理事業用地で第3種農地、第1種中高層住居専用地域にある農地になります。申請地の位置図は資料の15・16ページをご覧ください、転用の目的は、譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて住居を建築するためです。なお、隣接する保留地27.39 m²も一体利用します。建築に必要な資金は全額銀行融資で賄います。申請地は土留め工事、擁壁工事がおおむね完了しており、現状のまま使用するつもりです。周辺に農地はなく日照・通風等支障はありません。用排水計画については用水は上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は西側側溝に流します。

周囲の状況は、東と北が道路、南と西は雑種地です。何ら問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。次に、No.6について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.6について説明いたします。17・18ページをお開きください。借受人、〇〇は、地震の予知及び防災に関する研究をする法人で、鹿児島県内に17か所地震計を設置済みです。申請地が地震計を設置し地震観測するのに適しているため、候補地として選定。申請地の周辺には事業目的に使用することが可能な土地は他にはない。

〇〇を経由して書類の提出となっております。

申請農地は、第2種農地であるが選定をして申請をしてありますので代替地検討はありません。調査委員には、正を西村委員、副を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6の現

地調査報告をいたしました。8月21日(土)午後1時30分より申請人代理人の行政書士立会いのもと、木場委員とで調査をいたしましたので報告をいたします。

17・18ページをお開きください。申請地は農地区分第2種農地であり申請人は申請地を貸借し、研究に役立てるため地震計を設置し、利用しようとするものです。申請地の東は田、西は田、南は田、北も田です。

被害防除計画書と被害防除に関する誓約書、事業計画書、資金に関する申出書、始末書が添付されています。雨水排水は南側水路に自然流下する。また隣接地にコンクリートが打っており、20年以上経過している様なので非農地証明を申請するように指導してきました。

私どもの調査では問題はないと判断しましたが、皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次に No.7 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

No.7 について説明いたします。19・20 ページをお開きください。借受人の〇〇は、地震の予知及び防災に関する研究をする法人で、鹿児島県内に 17 か所地震計を設置済みです。申請地が地震計を設置し地震観測をするのに適しているため、候補地として選定。申請地の周辺には事業目的に使用することが可能な土地は他にはない。

〇〇を経由して書類の提出となっております。

申請農地は、現在、農用地区域内農地であります。現在、農政課で農振除外の手続き中であり、除外後に農地転用の許可指令書を発行することになります。また、農振除外後は、第1種農地となり、農地法第5条第1項の規定による許可申請をすることになります。

なお、農地転用の許可申請基準において、農地法施行令第4条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条により、特別の立地条件を必要とする事業の1. 調査研究(その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものと限る。)に該当すると思われる。

調査委員には、正を蓑手委員、副を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

蓑手委員

8番蓑手です。議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.7について、8月21日午後3時15分から、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私とで調査を実施いたしました。

位置図は資料19、20頁を参照してください。申請の農地は、農用地区域内農地です。転用の目的は、借人が研究に役立てるため地震計を設置するもので、貸人はいちき串木野市です。

許可前、平成28年度に地震計を設置されております。周囲、付近の状況は、南側は国有林、北側は薩摩川内市との境界にあり、土留め工事をして現状のままで使用されています。用排水は、生活排水は発生せず、雨水は周囲へ自然流下させてあります。その他、被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、定款、資金に関する申出書、履歴全部証明書、始末書、経緯書が添付されています。

私どもの調査では、転用目的に何ら問題はないと判断いたしました。皆さまのご審議方をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に No. 8 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No. 8 について説明いたします。21・22 ページをお開きください。譲受人は、現在、申請地 塩屋町〇〇番、田 98 m²・同じく塩屋町〇〇番は無許可で貸駐車場となっており、今回、農業委員会事務局の指導を受け、農地法第 5 条転用を申請したものであり、現在、兄妹の持分は 2 分の 1 ずつであるものを、2 筆とも妹に贈与しようとするものであります。

調査委員は、正を久木山委員、副を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

久木山委員 11番久木山です。議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo. 8について、8月23日午後1時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、古賀委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。位置図は21・22ページを参照してください。転用の目的は申請地を貸駐車場にしたための申請であります。以前から駐車場として利用していたため、今回始末書が提出されています。先ほど議案第42号で、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、渡人と受人が1/2持分を譲渡した土地であります。要するに、共有物分割により〇〇の持分の1/2を〇〇に移転するものです。

農地区分は第3種農地で第1種中高層住居専用地域にある農地であります。周囲の状況は、東側宅地、西側畑、北側雑種地・畑、南側道路であります。

また、土地造成費は自己資金での計画。駐車場は3台の計画。調査したところ何ら問題は無いと思います。皆様のご審議を宜しくお願い

致します。

議長

はい、ありがとうございました。以上で申請8件について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。個別で、質疑を受けていきたいと思えます。まず、No.1について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようでございます。次に進みます、No.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようでございます。次にNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

無いようですので、次にNo.4について何か皆さんからご質疑ございませんか。

議長

ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。〇〇については、6月に警察署近くの宅地造成の計画、今回のNo.3の宅地造成No.4の建売住宅について全部自己資金で計画されているが、どれぐらい資金があれば可能という計画なのでしょうか。

中村主任

No.4については融資証明書がついていますので、13ページの資料の残高証明ではなく融資証明に訂正してください。No.4の金額は〇〇円の融資になりNo.3の宅地については自己資金で〇〇円になります。

警察署近くの宅地造成の計画については年内完成を目指しているという説明を代理人から昨日受けております。

議長

他にご質疑ございませんか。特に無いようですので、次のNo.5についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

無いようですので、次にNo.6について何か皆さんからご質疑ございませんか。

議長 ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。現地調査で周囲をコンクリート舗装をしてあったので、非農地証明願の手続きを依頼したとの西村委員の説明であったが、どこのことでしたかね。

中村主任 道路から奥の方に地震計が立っているが、地震計を設置したところまでをコンクリート舗装をしてありました。もう 20 年以上くらい経過しているような感じで、西村委員に現地調査の際、違反転用指導をしてもらいたいと依頼しておりました。指導の際 20 年以上経過していたら非農地証明願の手続きを依頼してくださいと伝えてありました。

議長 コンクリート舗装は誰がしたんですか。

中村主任 元の地主さんですね。

議長 コンクリート舗装は地震計への通路として利用しているのか、もともと別な用途があったんですかね。

中村主任 地震計設置前にコンクリート舗装はしてあり、早いうちからしてあったようです。

木場委員 農業委員会での違反転用指導の最初の年に、違反転用指導したが、周囲は田、畑となっているが、山のようになっている。
地主は全て地目変更したつもりであったが、手続きした書類を見たら地目が田であったことで、本人も地目変更されていないことが分かったと納得された。
市来町時代は周辺に家があって、その人たち用の駐車場として使用していた。もう 20 年以上経過しているので農業委員会に手続きに行ってその後法務局に行ってくださいと指導したところ、そうすると言ったので、手続きをされると思います。

議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ごございませんか。特に無いようですので、次のNo.7についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

葺手委員 事務局にお尋ねです。19 ページの奥に地震計のあるところまでの、点線部分で囲ってあるところについては進入路でしょうか。

中村主任 図の申請地は地震計の設置場所でありコンクリートで舗装した6㎡だけ分筆したものである。点線部分はそのままいちき串木野市の土地で無償で貸し出すように申請が済んでいると認識されている。機器を設置する部分の6㎡だけ分筆し、観測の間貸し出すと聞いています。

議長 よろしいですか。

葺手委員 はい。

議長 他に無いようですので、次にNo.8について何か皆さんからご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ほかに質疑がないようでございますので、一括してお諮りします。日程第4議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請8件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中村主任 すいません、No.7は来月県の常設審議委員会に意見聴取して回答が返ってきた後、農振除外完了が長くて6ヶ月くらいかかる可能性がある。その後許可を出す予定となります。なのでNo.7だけは許可が遅れると認識してください。

議長 ということでございますので、No.7だけは農振除外完了後、許可指令書を発行するものとします。他の案件は異議なしということで、申請通り許可証を発行することとします。

それでは次に進みます。日程第5議案第44号非農地証明願についてを議題にします。農地利用状況調査で違反転用ということを農業委員で確認しておりますので現地調査の報告は省略します。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第5議案第44号非農地証明願1件について説明いたします。23・24 ページをお開きください。調査員の名前が書いてございます

が、削除してください。今回は、1件の申請であります。

申請事由は約30年程前、亡父は、祖父の名義の本申請地に農地法の許可を得ることなく住宅を建築し現在に至っている状況であります。今回、農業委員会事務局の指導を得て、関係書類等を準備し、非農地証明願を提出したものであります。

現在も、申請人が住宅として利用されており今後農地として活用されることは厳しいと考えております。

議長 皆さんの方から、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第44号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第44号非農地証明願については、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。次に、日程第6議案第45号農用地利用集積計画案一括方式についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後) それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 25ページをお願いします。日程第6議案第45号8月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で6件8筆6,287㎡です。これらは全て新規の契約です。

所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。よろしくお願いいたします。

議長 何か皆様のほうからご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第45号農用地利用集積計画書案については、報告があった内容で決定

することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 6 議案第 45 号農用地利用集積計画書案一括方式につきましては、報告があったとおりの内容で決定いたしました。〇〇委員はまた席にお戻りください。議事は以上で終わります。

議事録署名委員

- _____

- _____